

(一社)京都府農業会議 平成29年度事業計画

背景・課題

府内の農業農村が、過疎・高齢化の進行や、農人材の不足、米価の低迷、遊休農地の増加、野生鳥獣被害の拡大など、多くの課題を抱えている中、農業委員会系統組織業務の重点が「農地利用の最適化推進」(①担い手への農地利用の集積、②遊休農地の解消・発生防止、③新規就農・参入の促進)にシフトした。

府内の農業委員会が、農業者の代表組織として、これら農業農村の課題に対応した活動を行うに際し、京都府農業会議は、その取組を全力で支えるとともに、会員である京都府、市町村及び農林団体と連携して、多様な担い手が共存・協働する農業農村づくりに向け、事業計画に掲げた事項を実践する。

系統組織の使命

多様な担い手が共存・協働する農業農村づくり

計画項目

I 農地利用の最適化推進など、農業委員会の取組を支援

事項

- 1 農地の権利移動・転用に係る相談、農地実務研修を実施
- 2 改正農業委員会法に基づく農業委員会の円滑な新体制移行を支援
- 3 農地利用の最適化に向けた委員研修の充実と女性委員組織の活動を支援
- 4 「最適化推進指針」の作成と「農地利用最適化戦略会議(仮称)」の設置を支援
- 5 多様な担い手が共存・協働する農業農村づくりを推進・支援
- 6 農業委員会の遊休農地の解消・発生防止活動を支援
- 7 農業委員会の農地台帳整備や農地情報公開を支援

計画項目

II 競争力のある担い手づくりと、農業者の組織化を支援

事項

- 1 農業経営の法人化、農業経営体の経営改善を支援
- 2 収入保険制度の導入に対応し、青色申告普及のための簿記研修を強化
- 3 農業法人経営者組織や若手農業経営者組織の自主研鑽活動を伴走支援
- 4 農業体験農園の普及と園主の自主研鑽活動を伴走支援

計画項目	Ⅲ 農村移住や新規参入、都市住民と協働した遊休農地利用を促進
事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 移住コンシェルジュ活動により、移住相談、移住イベントを充実 2 移住コンシェルジュ、移住ナビゲーター及び市町村が協働して、移住促進特別区域と移住希望者のマッチングを促進 3 農村移住者の農地利用、村行事参加等、農村社会への溶け込みを支援 4 農の雇用事業による就農支援や農業委員会による農人材確保を支援 5 モデルファーム活動による都市住民と協働した農業農村づくりを支援
計画項目	Ⅳ 野生鳥獣被害防止に取り組む農業委員等を支援
事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 遊休農地の発生要因となる野生鳥獣被害の低減に向け、農業委員会の委員等を対象とした研修会の開催 2 野生鳥獣被害を抜本的に改善可能な施策検討と、施策改善意見を知事に提出
計画項目	Ⅴ その他、系統組織が連携して重点的に取り組む事項
事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 農業者の代表組織として、府の実情に即した施策提案を知事に提出 2 全国の系統組織と連携し、国の制度改善や予算確保を要請 3 全国農業新聞やインターネットなど多様な媒体を活用した情報提供活動の充実と読者の拡大 4 JAグループ京都と連携し、農業者年金の制度周知と加入を促進 5 農業委員会系統組織調査（田畑売買価格・農作業料金・農業労賃）等の実施

◎ 事業計画の詳細は別紙のとおり

事業計画項目		I 農地利用の最適化推進など、農業委員会の取り組みを支援します	
背景	1 農業委員会の優良農地確保のための転用審議や権利移動調整、違反転用行為等への対応力に農業者から期待 2 府内20の農業委員会が農業委員と農地利用最適化推進委員による新たな体制に移行 3 委員の業務の重点が農地利用の最適化推進にシフトし、現地活動が中心となるとともに、新任の女性委員が増加 4 市町村が農地利用の効率化など具体化するための検討の場に、大半の市町村は、農業委員が参画せず、農業委員・最適化推進委員が、市町村行政、中間管理機構と連携のとれた農村現場での取組を行う体制・仕組みがない 5 農村を支えてきた高齢者や女性、小規模農家にスポットを当てた生産振興の取組は少ない 6 遊休農地の利用状況調査を実施したが、その発生防止や再生可能な農地の活用に向けた取組は端緒についたばかり 7 推進現場で、全国の先頭を走ってきた京都府の農地台帳管理の蓄積を活かしきれていない	課題	1 農業委員会の支援法人として、日常的な相談活動と、適切な農地法等関係実務遂行に必要な支援活動が必要 2 農業者意見の反映が可能な性別・年齢バランスのとれた委員会体制づくりと、農家組合等役員との連携体制づくりが必要 3 農業委員・最適化推進委員の具体的な活動計画や、委員ごとの取組数値目標、現地活動を行う女性委員組織の支援が必要 4 地域実情に応じた農地利用の最適化を進めるためには、市町村、振興局、JA、中間管理機構、農業委員・最適化推進委員が参画して、取組の具体化検討と連携合意の上、市町村行政、中間管理機構、JA等と現場で一体化した推進が必要 5 担い手への農地集積に加え、高齢・小規模農家が意欲と体力に応じた小規模な農業に携わることが農村の維持発展に必要 6 遊休農地の利用状況調査結果を活かし、農村集落に対し、周辺農地と合わせて再生利用するための具体的な投げかけが必要 7 農地台帳データを活かし、農地利用状況を記した地図を作成し、集落での話し合い活用や、担い手への情報提供が必要
1	取組・活動計画（目標達成手段）		達成目標
	<p>① 農地法その他の法令業務に的確に対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ▷ 常設審議委員会を開催（毎月1回）し、農地法等の法令に基づく意見照会案件を審議 ▷ 30aを超える案件には、常設審議委員が現地調査を実施し、常設審議委員会の場で報告 <p>② 農業委員会事務局職員の農地実務知識の習得を支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ▷ 新任局長、職員研修の開催（4月） ▷ 農業委員会職員研究会の運営支援とともに、農地実務研修会を開催（7月） <p>③ 農業委員会や農業者からの問い合わせ・相談にきめ細かく対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ▷ 「農地相談センター」に担当者を配置し、日々の問い合わせ・相談に対して適切に対応 ▷ ブロックごとに「農業委員会支援員」を設置し、農業委員会の課題対応を支援 ▶ 相談事例等を組み入れた農地相談センターによる農地実務マニュアルを作成（1月） ▷ 29年度の農業会議業務に対する評価・意見を農業委員会事務局から聴取、次年度の業務方法を改善 <p>④ 農地制度の農業者・法人等への周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ▷ 農地法の啓発チラシを作成し、新体制の農業委員・最適化推進委員に配布（8月） ▷ 農地所有適格法人制度（定期報告等）の周知と農業委員会の対応支援 <p>⑤ 農業委員・最適化推進委員の「活動記録簿」記帳を徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 委員活動情報の公表や国交付金の適切な執行に必要な活動記録の作成 ▶ 活動のふり返りや府民にわかりやすい活動記録の公表のため、統一様式記録簿をあっせん 		<p>①②③ 優良農地の保全・利用 → 新たな違反転用の発生ゼロ</p> <p>③ 全農業委員会の農業会議評価 → 「概ね良好」の評価を獲得</p> <p>⑤ 活動記録簿の作成 → 全委員会が記録簿記帳を実施</p>
2	取組・活動計画（目標達成手段）		達成目標
	<p>① 農業委員・最適化推進委員の選考に至る取組を支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ▷ 先行して新体制に移行した農業委員会の選考基準や規程等の情報を提供（随時） ▷ 認定農業者要件や、年齢・性別バランス確保に向けた委員候補の掘り起こしを支援 ▶ 市町村からの要請を受けた場合に、市町村選考（評価）委員会に、常設審議委員等が参画（統一改選委員会：4～5月頃、京丹波町：11月頃） <p>② 新体制移行農業委員会における「女性委員の複数登用」を支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 「きょうと女性農業委員・推進委員の会」による女性委員候補の掘り起こし推薦活動を支援 ▷ JAグループと連携して、JAによる女性委員候補の推せんを支援 <p>③ 新たに任命・委嘱された委員が委員活動を円滑に滑り出せるよう必要な支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 関係法令や必要な活動内容をわかりやすく記載した必携図書等を農業委員会事務局と連携して選定・あっせん ▷ 農業委員会協議会と連携し、任命・委嘱後速やかに、新任委員を対象にした農地・農業委員会制度研修会の開催を支援（統一改選委員会：7～8月、京丹波町：2～3月） ▶ 担当地区の農家組合役員と最適化推進委員による意見交換会の開催を支援（9～12月） 		<p>② 新体制移行委員会 → 女性委員2名以上を実現</p> <p>③ 新任委員の基礎知識習得 → 全員が新任研修に参加</p>

3	事項	3 農地利用の最適化に向けた委員研修の充実と女性委員組織の活動を支援	
		取組・活動計画（目標達成手段）	達成目標
		<p>① 農地利用の実態を早期に把握するための研修会の開催</p> <p>▶ 最適化推進業務の基本となる農地利用状況の実態把握につながる「遊休農地の利用状況調査、利用意向調査」実地研修を開催（7月 3ブロック）</p> <p>② 「農地利用最適化推進研修会」の開催</p> <p>▶ 最適化推進をテーマに、事例研究手法を取り入れ、委員が取組内容を選択して参加（9～11月 3ブロック）</p> <p><取組内容> 「京力農場プランの作成・見直し」 「遊休農地の発生防止、解消」 「集落営農組織による効率的な農地利用」 「担い手の耕作地の集約化」</p> <p>③ 「農地利用対策リーダー先進地研修会」の開催</p> <p>▶ 各農業委員会の農業委員・最適化推進委員の地域活動リーダーを対象に、効率的な農地利用や遊休農地の解消に資する先進地視察研修を実施（11月）</p> <p>④ 「きょうと女性農業委員・推進委員の会」の交流活動・新任女性委員サポート活動を支援</p> <p>▶ 子育て世代の女性移住者を受け入れるための「全体研修・交流会」開催を支援（9月）</p> <p>▶ 新任女性委員の活動をブロック単位で伴走サポートするため、きっかけづくりを行う「ブロック交流会」開催を支援（10～11月）</p>	<p>① 委員の個別訪問による利用意向調査の実施</p> <p>→ 訪問意向調査の実施10委員会</p> <p>④ 女性移住者受入支援活動の実施</p> <p>→ パイロット活動実施地区2ヶ所</p> <p>④ 新任女性委員のサポート</p> <p>→ 全ブロックで抛り所チーム構成</p>
4	事項	4 「最適化推進指針」の作成と「農地利用最適化戦略会議（仮称）」の設置を支援	
		取組・活動計画（目標達成手段）	達成目標
		<p>① 委員の意見集約による地域実態に沿った最適化推進指針と活動計画づくり支援</p> <p>▶ 市町村・農業委員会事務局合同ブロック会議を開催し、農地集積及び遊休農地解消に関し、委員ごとに積上げた数値目標設定を提起（6ブロック、6月）</p> <p>▶ 数値目標の設定のため、担当区域ごとに農家組合役員との話し合いを実施（9～12月）</p> <p>② 人と農地を結びつける推進母体として、市町村、又は旧町村単位に「農地利用最適化戦略会議（仮称）」を設置</p> <p>▶ 関係機関・団体が、市町村又は旧町村単位に「農地利用最適化戦略会議」を設置し、重点地区の設定と、関係者が一体となって、重点地区における人と農地を結びつける活動を支援</p> <p><case市町村単位の構成> 農業委員、最適化推進委員、市町村、農委事務局、府振興局、普及センター、JA、中間機構現地駐在員、農地集積コーディネーター、農委支援員等</p> <p><case旧町村単位の構成> 農業委員、最適化推進委員、農家組合役員代表（地区協力員等）、農地集積コーディネーター、市町村、農委事務局等</p>	<p>① 新体制移行委員会の指針作成</p> <p>→ 最適化推進委員設置の全委員会（17）が指針・活動計画を作成</p> <p>→ 数値目標設定委員会10委員会</p> <p>② 戦略会議設置市町村数</p> <p>→ 23市町村/26市町村</p>
5	事項	5 多様な担い手が共存・協働する農業農村づくりを推進・支援	
		取組・活動計画（目標達成手段）	達成目標
		<p>① 人と農地の情報を戦略会議で共有し、構成団体が一体となって重点地区に入り、京力農場プラン作成支援と、農地の借り手・貸し手へのアプローチを実践</p> <p>▶ 農地の利用状況を地図で共有し、重点地区の農家役員等と連携して、将来とも活かすべき農地を明確化</p> <p>▶ 重点地域での話し合いを誘導し、将来を見据えた「京力農場プラン」づくりを伴走支援</p> <p>▶ 利用の継続が懸念される農地の集約化に必要な農業者の合意形成と、農地の受け手となる集落組織や借り手候補となる担い手へのアプローチ・マッチング活動を実践</p> <p>▶ 人と農地のマッチングが整えば、農地中間管理事業を活用して、農地利用の権利を設定</p> <p>② 統一運動のテーマである多様な担い手の共存・協働を実現するための委員活動をサポート</p> <p>▶ 高齢農家が意欲と体力に応じて小規模なハウス園芸など営農を継続することを推進し、農地集積・集約化を進める担い手と協働して、京都府の農業農村を支える仕組みづくりを推進</p> <p>▶ 戦略会議が設定した重点地区における最適化推進委員の活動を、農業委員会の要請に基づき、農業委員会支援員がサポート</p> <p>③ 農業委員会支援員による情報収集によって、これら重点地区の取組情報を発信するとともに、地元リーダーによる実践報告を実施</p> <p>▶ 「最適化ノウハウ情報バンク」への情報蓄積と広く発信を行い、他地区への横展開を推進（ホームページでのバナー設定、全国農業新聞への記事掲載）</p> <p>▶ 農地利用最適化推進研修会において、重点地区の最適化推進委員が実践報告を実施</p>	<p>① 重点地区数（関係組織が一体化し実践活動を行う地区数）</p> <p>→ 32地区</p> <p>① 全最適化推進委員が担当地区で1箇所以上話し合いに参画</p> <p>② 多様な担い手の共存・協働に取り組み、農業会議がサポートする地区数</p> <p>→ 10地区</p>

事項	6 農業委員会の遊休農地の解消・発生防止活動を支援	
	取組・活動計画（目標達成手段）	達成目標
6	<p>① 遊休農地解消・発生防止の実践</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 「解消の必要性の高い遊休農地」の絞り込みと、周辺農地の意向確認、最適化戦略会議と農地中間管理機構との情報共有（平成28年までに機構に情報提供されたA分類農地や不作付け地も含む） ▷ 低利用地地権者への委員による草刈り、保安全管理等の声かけ、注意喚起 ▷ 利用状況調査、意向調査高度化マニュアルの作成（7月 H28年版を改訂） <p>② 遊休農地の利用状況調査・利用意向調査を契機とした地域の合意形成活動を支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 委員の戸別訪問による利用意向調査の実施（地権者との関係の構築） ▶ 遊休農地の農地利用図落として、遊休農地・周辺農地の意向確認結果を農家組合への提示（話し合いのネタ提供）し、農地活用に向けた合意形成活動を喚起 <p>③ 遊休農地と周辺農地を集約し、必要な条件整備を行い、一団の優良農地として活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 点在する遊休農地の活用には限界があるため、周辺の農地と一体的に条件整備し、担い手への集積、又は集落営農組織が利用可能となる地域の取組を支援 ▶ 山すその遊休農地と、里山を一体的に再生整備し、繁殖牛等の放牧やヤマブキなど労力負担の少ない農業利用を推進 <p>④ 非農地判断に関する情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 農業委員会が非農地化の検討を行うに際し、案件ごとの相談に対応するとともに、全国事例を収集し、農業委員会に情報提供 	<p>① 遊休農地の再生に向けた取組 → 全農業委員会が実施</p> <p>② 地図活用した合意形成活動地区 → 80地区</p> <p>③ 耕作放棄地再生利用交付金利用や農地中間管理機構営のほ場整備を実施 → 10箇所</p>
事項	7 農業委員会の農地台帳整備や農地情報公開を支援	
	取組・活動計画（目標達成手段）	達成目標
7	<p>① 農地台帳システム操作講習会（初級・中級・上級）の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ▷ 新任者向け初級講習＝5月 中級講習＝11月 上級講習＝1月 <p>② 農地情報公開システム導入の問題点を踏まえ、農地情報が確実に公開できるよう農業委員会を支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ▷ 農業委員会事務局・情報担当課合同会議を開催（5月・10月）し、公開に係る説明 ▷ すべての農業委員会が農地情報を公開できるよう巡回支援 <p>③ 農地地図システム等を利用して、現場の委員が視覚的に農地情報を管理できるよう支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ▷ 農業委員会担当者会議を開催（6～7月）し、地区推進用の農地利用図作成の説明 ▷ 新体制移行委員会の最適化推進委員に、担当地域の農地利用状況図を配布 	<p>① 農地台帳補正 → 全農業委員会が完全更新</p> <p>② 農地情報公開 → 29年度中に最新情報の公開</p> <p>③ 農地利用図の作成提供支援 → 全最適化推進委員に提供</p>

事業計画項目		II 競争力のある担い手づくりと、農業者の組織化を支援します	
背景	1 生産性の高い従業員確保による体制強化、取引先に向けた信用向上等の必要性から、経営を法人化する動きが加速化 2 収入保険制度の創設により加入要件である青色申告が推奨され、税務申告を青色申告に切り替える経営体が増加の見込み 3 若手農業者や法人経営者の中から、新規事業の展開や他業種との連携により、従来の経営内容から脱却する経営者が増加 4 都市農業振興基本法の制定により市街化地域における農地が開発対象から「あるべきもの」へと変化するなど環境が変化		
課題	1 法人化は目的ではなく手段として理解し、その後の経営方針を明確に立て組織内で共有し全員が同じ方向性をもつ必要 2 青色申告のメリットを広くPRするとともに、根強い実施要望がある簿記研修の継続実施と参加しやすい開催方式の検討 3 経営者が互いのつながりを強化し、積極的に情報共有することで新たな販売先や提携業者の開拓などを支援する必要 4 都市農地の活用に加え、地域コミュニティ拠点、移住者支援など、多様な可能性を持つ体験農園の普及・開設・運営支援が必要		
事項	1 農業経営の法人化、農業経営体の経営改善を支援		達成目標
	取組・活動計画（目標達成手段）		
1	① 法人化をめざす農業者や集落代表者を対象に、法人設立講座の開催 ▷ 設立手続、税務・財産管理手法、労務管理手法等を習得（10～12月 2日間×2箇所） ▶ 良質な労働力確保に向け、経営者向け「雇用管理研修会」を開催し、労働環境の改善手法を習得支援（11月 2箇所） ② 法人化請負人や担い手支援スペシャリストを積極的に派遣し、農業経営の法人化を支援 ▷ 法人化に向けた情報提供や法人化初期に必要なアドバイスをを行う法人化請負人派遣（随時） ▷ 担い手の経営改善や商品開発、マーケティング等の専門的アドバイスをを行う担い手支援スペシャリストの体制強化とニーズに即応した派遣（随時） ▶ 農業委員会支援員と情報共有し、法人化を志向する農家や集落代表者に対する法人化支援施策のPR活動を強化	①② 法人設立：30法人 うち若手農業者の法人化：5法人	
事項	2 収入保険制度の導入に対応し、青色申告普及のための簿記研修を強化		達成目標
	取組・活動計画（目標達成手段）		
2	① 国・農業共済組合と協働して、収入保険制度の周知活動を展開 ▶ 経営の安定に資するため、国や農業共済組合と協働して収入保険制度の周知活動を展開 ② 収入保険の加入資格確保や経営改善に必要な簿記研修会の開催 ▷ 加入要件である青色申告の普及に向けた複式簿記研修 初級編（農業簿記の基礎を習得）＋中級編（PCを活用した実践研修）（11～1月、2カ所）	② 青色申告・収入保険加入 → 研修受講生のうち 80%が青色申告に移行	
事項	3 農業法人経営者組織や若手農業経営者組織の自主研鑽活動を伴走支援		達成目標
	取組・活動計画（目標達成手段）		
3	① 経営セミナーや会員交流、異業種交流など、「京都府農業法人経営者会議」会員の参加促進に向けた企画及び開催を支援 ▷ 先駆的な農業法人のケーススタディを行う「経営セミナー」の開催支援（6月） ▷ 役員等が役員以外の会員を戸別訪問する経営者会議「会員定期巡回」支援（6月3日間） ▷ 先駆的な農外企業の経営戦略等を研修する「異業種等交流会」の開催支援（1月） ▷ 農業経営者の「交流サロン」開催支援（北部、南部で各1回） ▷ 法人化や経営改善のためのアドバイスなど「若手農業者等との意見交換会」の定期的開催支援（北部・南部で各2回（7月・2月）） ▷ 全国段階の研修や交流会への参加支援（6月・10月・3月） ② 若手農業者組織である「京都農業懇話会」が一層活発に活動できるよう、組織運営を支援 ▷ 関係機関団体と連携し広く会員募集するとともに、会員の経営発展に資する交流会の開催 ③ 若手農業者の経営力向上や今後のビジネスマッチング、経営の6次産業化を支援 ▷ 異業種の若手経営者や他府県組織との交流（2月）による幅広い人脈づくりと知識習得	① 経営者会議会員の拡大 → 10法人 全会員が不断の経営改善実践 ① 輸出に取り組む法人 → 5法人 ② 京都農業懇話会会員の拡大 → 5会員 ③ JC加入など、自主的な経営力向上	
事項	4 農業体験農園の普及と園主の自主研鑽活動を伴走支援		達成目標
	取組・活動計画（目標達成手段）		
4	① 都市農地の有効活用と都市住民の農業理解を進めるため、「京都農業体験農園・園主会」による普及活動と会員拡大を支援 ▶ 体験農園の円滑な運営に向け、市町村・JAと協働して、開設や運営のセミナーを開催 ▷ ホームページや広報媒体を活用した趣旨の周知と会員（園主）拡大支援（随時） ② 農園利用者の確保と利用者の栽培技術習得、農園周辺住民とのコミュニティづくりを支援 ▷ 府民への広報活動による農園利用希望者の掘り起こし（随時） ▷ 利用者の栽培技術習得のため、園主間の協力体制強化と栽培アドバイザーの増員（+2名） ▷ 周辺住民と一緒に、収穫祭の開催や、お裾分け交流を推進	① 京都農業体験農園・園主会会員 → 10人拡大 ② 地域コミュニティの新たな拠点となるモデル体験農園 → 1箇所育成	

事業計画項目		Ⅲ 農村移住や新規参入、都市住民と協働した遊休農地利用を促進します	
背景	<ol style="list-style-type: none"> 1 農村地域への移住が社会現象となりつつあり、各府県とも移住希望者を引き込むためのアイデア合戦を展開 2 移住促進条例の施行により、市町村の移住対策窓口の整備が進むなど、地域段階における推進の機運が向上 3 行政機関の他に移住希望者と地域をつなぐ調整役として重要な役割を果たす移住ナビゲーターを農業委員を中心に設置 4 農の雇用事業の活用が400件、担い手養成実践農場の設置が100件を超え、農業の人材確保の手段として広く定着 5 中山間地域の人口減少により、農地や水路等を農業生産基盤として維持することが困難な地区が増えるおそれ 		
課題	<ol style="list-style-type: none"> 1 将来の移住者をUターン・Iターン等階層別に整理し、対象者を絞り込んだPR活動や誘因イベントの企画立案が必要 2 移住者向け住宅・農地情報サイトの共同運営など市町村を越えた連携体制の構築により移住対策の格差を解消する必要 3 移住者の定期的な実態調査や状況分析が不十分で、移住ナビゲーターと協働で定着の状況や問題点を調査する必要 4 雇用者による働きやすい職場環境づくりと、独立就農者の経営力強化により研修修了者の定着率を向上させる必要 5 新規協定締結に向け、モデルファーム運動に理解のある企業や大学に対し、広報や訪問等掘り起こし活動を強化する必要 		
事項	1. 移住コンシェルジュ活動により、移住相談、移住イベントを充実		
	取組・活動計画（目標達成手段）	達成目標	
1	<ol style="list-style-type: none"> ① 常設相談窓口及び東京・大阪における相談窓口を設置 <ul style="list-style-type: none"> ▷ 常設相談窓口の開設 <ul style="list-style-type: none"> 京都移住促進センター（農業会議内） 月～金 9時～17時 農林水産業ジョブカフェ（京都テルサ） 月～土 9時～16時 ▷ 東京及び大阪における相談窓口の開設 <ul style="list-style-type: none"> 東京 週5日：ふるさと回帰支援センターのほか、土・日曜：都内各地でPRイベント 大阪 週3日：大阪ふるさと暮らし情報センターで10時～18時に在席 ▷ 移住希望者情報を円滑に受入地域につなげるため、窓口間の情報共有と連絡調整を徹底 ② 東京・大阪の相談窓口に「移住コンシェルジュ」を配置 <ul style="list-style-type: none"> ▷ 大阪担当4名（農業会議が委託）と、東京担当1名の「移住コンシェルジュ」を配置し、移住希望者に対する必要な情報を提供 ▷ 「移住コンシェルジュ」は、京都府への移住促進イベント等に企画段階から積極的に参画 <ul style="list-style-type: none"> ・ 関連イベントへの積極的なブース出展（窓口設置）により移住希望者を府内へ誘導 新・農業人フェア（東京で計4回程度開催） ふるさと回帰フェア（東京及び大阪で開催） JOIN移住・交流フェア（例年1月に東京で開催） など ・ 地域や関係団体主催の移住促進イベントの主催（共催）及び後援 ▷ 「移住コンシェルジュ」と、京都府、農業会議による移住対策調整会議（原則毎月） ▷ 府と連携して市町村移住促進担当者会議を開催し情報共有・意見交換 	<ol style="list-style-type: none"> ② 窓口設定拡大で相談者数を確保 → 1,500人 	
事項	2. 移住コンシェルジュ、ナビゲーター、市町村が協働して、移住促進特別区域と移住希望者のマッチングを促進		
	取組・活動計画（目標達成手段）	達成目標	
2	<ol style="list-style-type: none"> ① 「京都府移住の促進のための空家及び耕作放棄地等活用条例」（以下、「移住促進条例」）に基づく「移住促進特別区域」（以下「移住特区」）の掘り起こしと必要な情報の発信 <ul style="list-style-type: none"> ▷ 移住特区の積極的な掘り起こしを行うため、移住ナビゲーターと連携した現地訪問やPR活動により移住者受入希望地域を新たに掘り起こし ▷ 移住特区における必要な情報を収集するとともに、京都府が整備する空家及び農地情報を一元的に発信するポータルサイトを活用した情報提供（「京都農山漁村移住ナビ」） ② 「移住コンシェルジュ」による移住相談から、現地案内、地域定着までを伴走支援 <ul style="list-style-type: none"> ▷ 「移住特区」との連絡調整を行い、移住希望者の現地視察をコーディネート ▷ 移住体験現地ツアー等を通じて、受入地域と移住希望者をマッチング（ツアー年4回） ▶ 移住希望者の関心を引きつけるため、新たに移住者ネットワークを構築して活動をPR 	<ol style="list-style-type: none"> ① 移住特区数 → 新たに30地区 ② 相談窓口を利用した移住者数 → 50世帯150人 	
事項	3. 農村移住者の農地利用、村行事参加等、農村社会への溶け込みを支援		
	取組・活動計画（目標達成手段）	達成目標	
3	<ol style="list-style-type: none"> ① 「移住ナビゲーター」による移住後の地域定着サポート <ul style="list-style-type: none"> ▷ 地域の祭りやイベントへの参加、生活環境美化や農道・水路掃除など、むら仕事への参加を促し、地域住民との時間共有を積極的に増やす支援 ▷ 家庭菜園づくりや体験農園・農作業組合への加入による農のある暮らしの実践など、移住者の技量や意気込みに応じた農村社会への参加を支援 ② 農業経営を目指す移住者の農地利用や技術習得支援 <ul style="list-style-type: none"> ▷ 「担い手養成実践農場」や「耕作放棄地再生推進事業」など、府の新規就農・半農半X支援施策を活用した技術習得と農地確保を支援 	<ol style="list-style-type: none"> ① 移住者の地域活動への参加 → 移住者全員 ② 相談窓口利用の移住者のうち新規就農者・半農半X生活者数 → 20人 	

事項	4 農の雇用事業による就農支援や農業委員会による農人材確保を支援	
	取組・活動計画（目標達成手段）	達成目標
4	<p>① 「農の雇用事業」の積極的な活用により、円滑な新規就農・就業を支援するとともに、農業法人の安定的な雇用を確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ▷ 事業募集受付と応募説明会の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業案内と応募説明会の開催、応募受付及び書類点検の実施（4回/年） ・ 事業推進と労務管理等の適正化に関する研修を実施（4回/年） ・ 法人の助成金申請に係る書類点検など資料作成支援（随時） ・ 研修実施状況確認と労務管理指導のための現地巡回指導（3回/1経営体/年） ▷ 対象就農者の要件である日本農業技術検定(京都府会場)の運営（7月及び12月） <p>② 体調不良や労働条件の不調等で研修をリタイアすることを防止するため、雇用者が実践すべき労務管理指導を強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ▷ 農業法人経営者会議や担い手育成総合支援協議会と連携し経営者及び研修責任者に対する雇用管理セミナーの開催（2会場・11月） <p>③ 農業委員会の委員が、地域外からの新規就農者の後見・世話役となり、農村地域の将来を担う人材確保を促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 地域外から新規に就農した若者が、生産技術力や農業経営力を高め、農村に定着するまで、農業委員会の委員が後見役を果たせるよう支援 ▶ 農人材育成事業である農の雇用事業や担い手養成実践農場、丹後農業実践型学舎を活用する地域外からの新規就農希望者の就農地域マッチングに農業委員会が積極的に関与 	<p>① 研修生確保 → 100人</p> <p>日本農業技術検定合格率 → 80%以上</p> <p>② 定着率の向上 → リタイア比率：20%以下</p> <p>③ 後見役件数 → 5件</p>
事項	5 モデルファーム活動による都市住民と協働した農業農村づくりを支援	
	取組・活動計画（目標達成手段）	達成目標
5	<p>① 新たな候補地域と、活用団体の掘り起こし</p> <ul style="list-style-type: none"> ▷ モデルファーム推進員を設置し、企業・大学・NPO等に対し、モデルファーム運動への参加に向けた推進活動を強化 ▷ モデルファーム推進員と農業委員会支援員が連携して、モデルファーム受入候補地の掘り起こしと、活用協定締結予定者間の合意形成支援 ▷ 新たな農村・農地の再生手法として、農業委員・最適化推進委員を対象に、モデルファーム運動の周知と、候補地の情報提供のための説明会を開催（農業委員・最適化推進委員研修における説明・意見聴取） <p>② モデルファーム活用協定を締結している地域（11地域）の連携・交流をすすめる、取組内容を充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ▷ 農産物の販路確保や移住など活動内容のレベルアップのため、受入地域と活用団体による新たな活動計画づくりを誘導 ▷ 協定の締結と協働活動によって、何が変化したのか、詳細な調査による「ケーススタディ用PR冊子」の作成（2月発行） 	<p>① 新規締結協定 → 4協定</p> <p>② 複数地域への援農 → 2事例 農産物販売・移住事例 → 2事例</p>

事業計画項目		Ⅳ 野生鳥獣被害防止に取り組む農業委員等を支援します	
背景	○ 深刻化する野生鳥獣被害により、中山間地域を中心に営農の継続が困難となり、無力感と農地の遊休荒廃化が進行		
課題	1 鳥獣被害の低減に向けた防護、捕獲、駆除方法の改善に必要なケーススタディ機会を増やし、行動につなげることが必要 2 被害を受ける側の代表者組織が連携して具体的な被害実態を明らかにし、被害防止を目標とする行政に伝えることが必要		
1	事項	1 遊休農地の発生要因となる野生鳥獣被害の低減に向け、農業委員会の委員等を対象とした研修会の開催	
		取組・活動計画（目標達成手段）	達成目標
		<p>① 野生鳥獣被害の低減・駆除に関する農業委員会を対象にしたアンケート調査等を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 被害金額ではなく、被害の実態や被害の恒常化による農地利用への影響などを調査 ▶ 被害防止・防護、捕獲、駆除の方法など、農村地域、狩猟者（駆除員）の独自工夫を調査 ▶ 防護、捕獲の最先端技術、設備情報の収集（6～8月） <p>② 「野生鳥獣被害対策研修会」を開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 府猟友会や農業委員協議会と連携し、農業委員・最適化推進委員を対象とした現場での効果的な取組や全国の最先端事例を紹介する研修会を開催（12月 2箇所） 	
2	事項	2 野生鳥獣被害を抜本的に改善可能な施策検討と施策改善意見を知事に提出	
		取組・活動計画（目標達成手段）	達成目標
		<p>① 実態調査を踏まえた施策改善意見を取りまとめ</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 農業委員会を通じた被害の実態調査結果と、現場で駆除に取り組むJAグループ京都や猟友会の意見を反映 <p>② JAグループ京都と連携し、農業者の総意として、野生鳥獣被害対策に係る施策改善意見を知事に提出（10月）</p>	

事業計画項目		V その他、系統組織が連携して重点的に取り組む事項	
1	事項	1 農業者の代表組織として、府の実情に即した施策提案を知事に提出	
		取組・活動計画（目標達成手段）	達成目標
		① 全農業委員会で「農業者との意見交換」を実施 ▶ 農地利用最適化推進指針の策定に向けた意見交換として実施（8～10月） ② 農業委員会、農業経営者、JAグループ等の意見を踏まえた施策の検討 ▷ 多様な担い手の共存・協働に向けた農業委員会系統組織の重点課題を常設審議委員会で検討し取りまとめ（9月） ③ 農業者の代表組織として、京都府知事に施策改善意見を提出（10月） ▶ 府関係部局の予算検討・要求段階において、提出した意見が実現できるような府の関係課と話し合いを実施（10～12月）	
2	事項	2 全国の系統組織と連携し、国の制度改善や予算確保を要請	
		取組・活動計画（目標達成手段）	達成目標
		① 全国農業委員会会長大会・全国農業委員会会長代表者集会への代表派遣（5月、12月） ② 全国の系統組織と連携し、農業農村の発展や系統組織の活動に必要な予算確保に向けて、政府・国会への要請活動を実施（5月、12月） ▶ 農地利用の最適化推進に係る支援や野生鳥獣対策をはじめ、米の生産調整廃止による米価低迷を防ぐため、海外市場の開拓を行う担い手支援や市場出回り量の安定化、新需要開拓など一層の米価安定対策とともに、中山間地域の村を支える高齢・小規模農家支援を要請	
3	事項	3 全国農業新聞やインターネットなど多様な媒体を活用した情報提供活動の充実と読者の拡大	
		取組・活動計画（目標達成手段）	達成目標
		① 情報発信機会を確保するため、全国農業新聞京都版の維持に必要な購読者の確保 ▶ 普及拡大強化月間（年2回 7～8月 10～11月）を設定し、「農業委員・最適化推進委員の全員購読と委員1人1部以上の拡大運動」を推進 ② 農業会議・農業委員会主催の研修会で全国農業図書を効果的に活用 ▶ 農業委員・最適化推進委員の活動実績記帳を徹底するため、全国農業図書の「活動記録簿」購入を誘導 ③ 様々な媒体を駆使し、農業会議からの情報を迅速に発信 ▷ ホームページ、フェイスブックなど、インターネットによる情報発信とともに、農業会議だより、農業会議情報を適宜発行（いずれも年3回以上）	① 新聞購読数 → 委員の全員購読 → 2,200部の回復
4	事項	4 JAグループ京都と連携し、農業者年金の制度周知と加入を促進	
		取組・活動計画（目標達成手段）	達成目標
		① 農業委員会・JA系統組織の共通取組計画を作成 ▷ 農業者年金基金の方針を踏まえた計画作成（5月）により、両系統組織が協働して制度普及と加入を促進 ② 共通取組計画を踏まえた農業者年金研修会の開催 ▷ 農業者年金業務担当者会議・研修会の開催（6月） ▷ 農業委員会加入推進部長を対象とした「農業者年金加入推進特別研修会」の開催（9月）を契機に、各農業委員会における加入推進活動を展開	② 農業者年金の新規加入 → 30名 うち20～39歳 10名
5	事項	5 農業委員会系統組織調査（田畑売買価格・農作業料金・農業労賃）等の実施	
		取組・活動計画（目標達成手段）	達成目標
		① 農業委員会系統組織調査の実施（8～12月） ▷ 各農業委員会を通じて、各地域における田畑売買価格、農作業料金及び農業労賃を調査（8～12月）し、取りまとめて農業会議資料を作成（3月） ② 2015年農業センサス結果の最終報告を出版 ▷ 平成28年度に実施したセンサス結果分析及び現地調査の結果を踏まえ、京都府の人と農地等の実態と今後の動向を記載したブックレットを刊行（7月）	